選定基準

1. 現状

平成 13 年度の『日本の重要湿地 500』では、「全生物分類群に共通の選定基準」と、「生物分類群毎の選定手順と留意事項」の2つの基準がある。生物分類群毎の手順等は、共通の選定基準を補うものである。

円滑な重要湿地見直し作業のため、「共通基準」を確認し、「各生物分類群の手順等」に ついて見直しの必要の有無を確認する。

2. 考え方

平成 13 年度と現在の湿地の状況が比較できるように、<u>選定当時の選定基準を基本</u>とし、 必要があれば、見直し を行う。

各生物分類群では、選定のための基準を設けている場合があり、湿原植生等のように、 規模によるふるいわけ制度を設けているタイプと、マングローブ林等のように、「共通の選 定基準」を補完する、生物分類群により適した基準を設けているタイプがある。また、昆 虫類等のように、とくに基準を定めていない生物分類群もある。

3. 共通基準

選定基準	内容
基準 1	湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マングローブ林、藻場、サンゴ礁のうち、生物の生育・生息地
	として典型的または相当の規模の面積を有している場合
基準 2	希少種、固有種等が生育・生息している場合
基準3	多様な生物相を有している場合
基準 4	特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合
基準 5	生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合

(出典:http://www.sizenken.biodic.go.jp/wetland/)